令和5年度 大口奨励金について

令和5年度大口奨励金につきまして、肥料・農薬の年間購入金額に対して設定している従来の5段階を維持する中で、今後も肥料価格の動向が不透明なことから、割戻率の変更を行い以下のとおりとします。

大口奨励要件

肥料・農薬の年間購入金額(税抜)を下表基準に基づきお支払いします。ただし、2月末において購買代金の支払いが延滞していないことが条件になります。

一部商品を対象外とする場合があります。

○適用期間:令和5年3月~令和6年2月 支払い日:令和6年3月

| 年間購入金額(税抜) | 割戻率 | |
|------------------------|------|------|
| | 変更前 | 変更後 |
| 300,001円~500,000円 | 3.0% | 2.0% |
| 500,001円~1,000,000円 | 3.5% | 2.5% |
| 1,000,001円~3,000,000円 | 4.0% | 3.0% |
| 3,000,001円~10,000,000円 | 4.5% | 3.5% |
| 10,000,001円~ | 5.0% | 4.0% |

[※]国の実施する「肥料価格高騰対策事業(春肥)」に申請された方には、 大口奨励金の支払いが出来ない月があります。なお、未申請の方には支払が可能です。